

# 「鳥取版ラーニング（体験的学習活動等自主休業日）」 Q&A

令和7年4月1日  
鳥取西高等学校

## Q1 どうして導入することになったのですか？

A1 既に、本県・本校では同様な趣旨の体験的学習活動等休業日が導入されています。しかし、学校が一律に日を定める体験的学習活動等休業日は、保護者の休暇と必ずしも一致していなかったり、自治体（市町村）によって設定日が異なったりしており、より弾力的な運用を可能にするために導入することにしました。また、本校では、生徒の自主的・主体的な挑戦や取組を推進しています。この制度の導入により、生徒は学校で学ぶことができない学びを体験できたり、家族と共に平日だからこそできるような学びや体験活動を行うことが可能となります。

## Q2 どのような活動が該当しますか？

A2 実施要項の「1 目的」に「本校の教育目標等を踏まえ、学校だけでは取り組むことができないような主体的・体験的な活動に取り組める機会を確保する」と記載しているように、授業日（平日）における主体的・体験的な活動が該当します。次のような例を想定しています。

例 大学等のオープンキャンパスへの参加、ボランティア活動への参加、短期海外研修、個人で取り組んでいる競技等の大会参加、インターンシップ、家族と共に使う体験活動 等  
なお、病気療養や体調不良による欠席等での本制度の利用はできません。

## Q3 家族旅行も該当しますか？また、友達同士での旅行も該当しますか？

A3 家族で県内にはない文化施設や体験的施設等を訪れて、体験したり見聞を広めたりすることは本校の教育目標等を実現する方法の一つだと思います。また、家族のコミュニケーションをより深めることに繋がると思います。また、友達同士の旅行についても、同様であると考えています。いずれにしても、主体的に、計画的に取り組むことが重要です。

## Q4 取得した場合、欠席となりますか？

A4 取得した場合は、「欠席」とは扱わず、「出席停止・忌引き等」として扱います。指導要録や調査書にも同様に記載されます。

**Q5 「一の年度内に3日まで取得できる」とありますか、連続して取ることはできますか?また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか?**

**A5** 連続して取ることはできますが、残った日数を次の年度に繰り越すことはできません。

**Q6 申請方法について、「原則1週間前までに提出」とありますが、例外はありますか?**

**A6** 急遽、大会参加等が決まったり、保護者の有給休暇が取得可能となる場合を想定していますが、鳥西版ラーケーションの目的を踏まえ、原則として1週間前までに申請書を提出してください。

**Q7 申請方法等について、「原則として詳細な計画書、報告書の提出は必要ないが、詳細な内容等を確認する必要がある場合は提出を求めることがある。」とありますが、それはどのような場合ですか?**

**A7** 当初計画された内容が、本制度の目的にふさわしくない場合や、実施後疑惑が生じた場合に求めることができます。なお、個人で取り組んでいる競技等（文化系も含む）で輝かしい成績を収めた場合等に、戦績やコメント、感想等を求めることができます。また、学校のホームページ等に掲載することもありますので、ご理解、ご協力ください。

**Q8 「原則として取得できない日」があるのはなぜですか?**

**A8** 「原則として取得できない日」は、学習指導要領に定められている「特別活動」に該当する学校行事や、学習成績や進路指導等に活用する行事等のためですが、必要に応じてその都度協議をします。また、年間行事等を参考にしながら早めに相談をしてください。

**Q9 「鳥西版ラーケーション（体験的学習活動等自主休業日）」を取得することで、学習に遅れてしまうことを心配していますが、どうすればよいでしょうか?**

**A9** 取得の有無にかかわらず、日常から主体的かつ計画的な学習が不可欠ですが、病気等による欠席の場合と同様の対応をします。授業で使用したプリント等がある場合は、Google Classroomで配信したり、後日配付します。